が通知到達後４週間以内に通知した買受金額を５パーセント以上上回る価格で購入する買受人候補者を管財人に提示しなければ、管財人は、当初の買受人候補者に対し当初の条件で売却することができる。「関係更生担保権者」が通知到達後４週間以内に通知した買受金額を５パーセント以上上回る価格で購入する買受人候補者を管財人に提示した場合は、管財人は、当該買受人候補者に売却しなければならない。ただし、当該買受人候補者に売却しないことについて合理的な理由がある場合を除く。

複数の「関係更生担保権者」より買受人候補の提示があった場合には、最も高い買受金額で購入を希望した買受人候補に対して物件を売却する。ただし、当該買受人候補に売却しないことについて合理的な理由がある場合を除く。

第２款　預金質権に変換済みの更生担保権の措置

１　更生計画認可決定前の担保変換

⑴　「販売用不動産」のうち、更生計画認可決定前において更生担保権者との間で担保変換の合意（以下、本款において「暫定担保変換合意」という。）により担保変換を行った物件（以下、本款において「暫定担保変換済物件」という。）については、更生計画認可決定後、以下のとおり取り扱う。

①　管財人は、更生計画認可決定後速やかに、「プロジェクト」に含まれる「暫定担保変換済物件」について、当該「プロジェクト」の「仮弁済」時の「プロジェクト土地」１区画、「プロジェクト建物」１戸当りの暫定弁済額に基づき、当該「暫定担保変換済物件」に係る「仮弁済」の額を算出する。

②　当該「プロジェクト」の「関係更生担保権者」は、「暫定担保変換済物件」に係る上記①の「仮弁済」の額の支払時期について、

ア　更生計画認可決定後３か月以内

イ　更生計画認可決定確定後３か月以内

のいずれかを選択し、管財人に通知する。

③　管財人は、「関係更生担保権者」の上記②の選択に従い、「暫定担保変換済物件」に係る「仮弁済」を実施する。

当該「仮弁済」時において、「暫定担保変換合意」により預金（平成21年12月31日までに担保変換された部分については、別表９－２「存続する担保権一覧表＜金融機関等＞（他の担保権から変換された預金質権）」記載の金額）に設定された質権は消滅するものとし、管財人は、当該預金を取り崩して、「仮弁済」の全部又は一部の原資とする。「暫定担保変換合意」により預金質権が設定された金額が本項による「仮弁済」の額より大きい場合であっても、本③に従いその差額について預金質権は消滅するものとし、更生担保権者は、管財人が当該預金を引き出し使用することに異議を述べないものとする。

④　上記①乃至③の「仮弁済」は「関係更生担保権者」の全部又は一部の更生担保権額が確定していない場合、「関係確定更生担保権額」が確定している「関係更生担保権者」に対してのみ、本節第１款第２項⑶に準じて実施することができるものとする。この場合、確定していない「関係更生担保権者」に関し、上記②の選択に従って上記③の「仮弁済」が実施されるべき時点において、管財人の認否に基づく更生担保権額を基準として算出した「仮弁済」の額を超える部分の預金質権は消滅するものとし、爾後同「仮弁済」の額の範囲において預金質権は存続する。当該「関係更生担保権者」は、預金質権が消滅した部分について、管財人が当該預金を引き出し使用することに異議を述べないものとする。

⑵　「暫定担保変換合意」は、上記⑴②アの選択をした更生担保権者については更生計画認可決定時において、上記⑴②イの選択をした更生担保権者については更生計画認可決定確定時において、全て効力を失う。

２　更生計画認可決定後の担保変換

本款第１項⑴②イの選択をした更生担保権者については、更生計画認可決定後確定までの間、「暫定担保変換合意」に基づき「販売用不動産」の暫定的な担保変換を行う。更生計画認可決定確定後、当該期間中に担保変換を行った「販売用不動産」に係る更生担保権についても、前項の規定に従い、「仮弁済」を行う。

３　必要書類等

「関係更生担保権者」は、管財人から要請があったときは、本款第１項及び第２項により預金質権の全部又は一部が消滅する日及び「仮弁済」が実施される日のそれぞれ７日前までに、預金質権解除のために必要な書類等を管財人に交付する。

第２節　リースに係る更生担保権

１　確定更生担保権　　１件　21万4205円

別表６－３「更生担保権弁済計画表（リース物件）」記載のとおり。

２　弁済方法

確定更生担保権額全額を、別表６－３「更生担保権弁済計画表（リース物件）」記載のとおり、更生計画認可決定後、３か月以内に一括弁済する。

なお、リース物件の所有権はリース債権者に帰属するが、リース債権者は上記弁済の完了時又は契約に定めるリース期間の満了時のいずれか遅い日が経過するまではリース物件を引き上げることができない。

第３節　優先的更生債権

第１款　租税等の請求権

１　確定債権　　27件　3019万8651円及び額未定

別表７「優先的更生債権納付計画表（租税等の請求権）」記載のとおり。

内訳　本税等（督促手数料を含む。）　　27件　3019万1151円

更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　　２件　7500円

更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等　　27件　額未定

更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日以降、更生計画認可決定日の前日までの延滞金　　27件　額未定

更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　　27件　額未定

２　権利の変更

⑴　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

⑵　更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等は、全額につき免除を受ける。

⑶　更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日以降、更生計画認可決定日の前日までの延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

⑷　更生計画認可決定日以降、完納に至るまでの延滞金等は、全額につき免除を受ける。

⑸　免除の効果は更生計画認可決定確定時に発生する。